

平成20年11月宮崎県定例県議会

議員定数・選挙区調査特別委員会会議録

平成20年12月12日

場 所 第1委員会室

平成20年12月12日（金曜日）

午後3時0分開会

会議に付した案件

○協議事項

1. 議員定数及び選挙区について
 2. その他
-

出席委員（12人）

委員	長	緒嶋雅晃
副委員	長	関師博規
委員		坂元裕一
委員		福田作弥
委員		蓬原正三
委員		黒木覚市
委員		宮原義久
委員		河野安幸
委員		松村悟郎
委員		満行潤一
委員		河野哲也
委員		井上紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（8人）

議員		濱砂守
議員		横田照夫
議員		外山衛
議員		鳥飼謙二
議員		松田勝則
議員		西村賢
議員		武井俊輔
議員		田口雄二

説明のために出席した者（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主任主事	松下新一
政策調査課課長補佐	長友重俊

○緒嶋委員長 ただいまから議員定数・選挙区調査特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程案のとおり進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、早速、委員協議に入ります。

前回の委員会では、社会民主党・愛みやぎき・民主党統一案の修正案が提示され、それを自由民主党と公明党が各会派に持ち帰って検討することとなっております。

それでは、自民党のほうから、持ち帰りの結果について御報告をお願いいたします。

○河野哲也委員 公明党からでよろしいですか。

○緒嶋委員長 それでは、公明党のほうから。

○河野哲也委員 公明党として、自民党案と3会派案を持ち帰って検討させていただきました。

今まで、それぞれ定数削減を最大の目標にして、各会派、何度も検討されていると考えます。我が会派も、当初、そのためには合区も考慮しなければいけないという立場でありましたが、今まで説明してきたように、中山間地域に住んでいる住民の声を代弁してくれる顔の見える議員が必要との声に、今後考えられる合併後の姿を考慮する形で、14選挙区を提案したところでございます。そんな中、前回、3会派が我が会派の案に歩み寄っていただいたと考えて、中山間地域に配慮しつつ、1人区も減らす案として12選挙区を提案されました。先ほど申しましたよ

うに、今回の改革の最大の目標は定数削減と考えております。これについて、39で全会派同意を得たことは大きな成果だと考えています。定数削減の39については、何としても実現させなければいけないことであると我が会派も考えております。

よって、我が会派も何度も検討した結果、自民党案も考慮している3会派案を尊重し、12選挙区で自民党も歩み寄っていただくことを提案させていただきたい、そのように考えます。

○緒嶋委員長 それでは、自民党のほうから蓬原委員。

○蓬原委員 幹事長でございますので、代表して考えを申し上げます。この前、持ち帰りまして、会派内でいろいろと検討をさせていただきました。格差が私どもが出している案より広がっているということと、これまでも申し上げてきておりますように、今、河野委員がおっしゃった定数をどこまで削減できるか、それは39ということで、これが今回の議会改革の定数見直しの大きな目玉だったというふうに思っておりますから、39で合意を得たことですから、何としてもやっていかないといけない、これは全く同感であります。

私どもがいろいろ検討をしてきたわけですが、何回も申し上げますが、私どもは、公職選挙法の法令どおり、市郡単位ということでやってきておりますし、いわゆる県内統一ルール、裁量の余地をできるだけ少なくしたほうがいいと。裁量の余地があると、そこに党派間のいろんな思惑、議員の思惑、あるいはやっちゃいかんことですが、議員の力関係だったり、発言力の大小によって選挙区の数が決められてしまうと、後世にわかりにくい制度を残してしまう、後顧に憂いを残すということになりはしないか

ということがありまして、とにかく、最終的には法令どおり、統一ルールということでやってきましたので、私どもの会派としては、私どもの案でお願いしたいというのが結論であります。

○緒嶋委員長 そういうことではありますが、公明党さんは3会派の案に同調というか、そういう理解でいいわけですか。

○河野哲也委員 報道も「同調」という言葉を使われて非常にあれなんですけど。歩み寄っていただいたという、とにかく39の削減ということが今回大切な中で、中山間地のことも考えた案であり、この前、確認させていただきましたけど、広域行政というのは今後、考えなきゃいけない部分もありということで、一度、私たちも原案に戻ってということで、案を上げていただいたので、検討させていただいた結果ということでもあります。

○緒嶋委員長 そのほか、御意見はございませんか。

○満行委員 自民党が今、もう変わらないという説明だったんですけども、格差も1.60、我々のは1.71、そんなに言及されるぐらいの格差の差じゃないなと思いますし、郡市の単位は原則だとおっしゃいますが、裁量を排除とかおっしゃるんですけども、多数決でいったら自民党が圧倒的に数はお持ちなわけですから、裁量という言葉は、我々に言われてもどうなのかなという気がしてなりません。この委員会をつくったのは、それぞれの案を出し合って、そして話し合いをし、歩み寄るところを探ろうというのが目的だろうと思うんです。そのところがどうも、12月2日に提案をされてから10日間、持ち帰りをいただきましたけれども、基本的な部分は変わらないということで今日まで来ている。非常に残念だなという気がしてなりません。

○井上委員 やはり同じことなんですけれども、せっかくこの委員会の中で、民意をどう反映していくかということの議論をずっとし続けてきたというふうに思うんです。そういう意味で言えば、先ほど、蓬原委員のほうからありましたことを考慮しても、自民党としても、持って帰って何らかの形でお互いが案をつくり上げていくという姿勢はを見せていただかないと、自分たちの案のほうに寄ってこいよというのだと、全然話にならないのではないかと思います。私たちも12月2日までずっと委員会の審議というのを待たせていただいて、ようやく決めていただいて提案してもらったのが12月2日なんですね。そこからみんなで議論しているわけですから、この議論の展開を考えたときに、ここから一切動かないんだという議論のやり方というのは、委員会が本当に民主的とは言えないのではないかと思います。ぜひ、自民党も歩み寄ってくるというか、お互いがつくり上げていくという姿勢は持っていただきたいというふうに思うんですけれども、そこはいかがなんでしょうか。

○蓬原委員 1行だけ追加します。当然、議論をした結果がそうだとすることを申し上げているところであります。

○井上委員 それは会派の議論で、委員会としてせっかく議論をしていくわけで、私たちも、最初に出した3会派の意見、最初のものが本当に最高にいいですよ、ここから譲りませんという話にはならないのではないかと。お互いが譲り合ってこそ、委員会を設立している意味合いも含めてですけれども、県民の皆さんにも納得していただくためにも、いかに議論を尽くしたかということが大事なんじゃないでしょうか。会派の中の議論は、それは会派の中の議論であっ

て、委員会の中の議論をどう深めるかということが大切だと、私はそんなふうに認識しているんです。ですから、自民党さんが、「うちは会派で決めたっちゃかい、もうこれ以上は絶対動かんとよ」という議論のやり方は、委員会審議とはなかなか言えないのではないかと思いますというふうに思うんですが、それはいかがなんでしょうか。

○坂元委員 歩み寄る、要するに妥協をしろということでしょうが、今、幹事長が言ったとおり、自民党としては、39という総定数を満たす中では、これがベストの案だというふうに言っているわけですよ。ですから、これが最良、ベストなんだと。

○井上委員 前回の委員会の中で、蓬原委員が委員長でいらっしゃったときに、数については39か40なんだという、その議論までは詰まっていたわけです。だから、私たちも選挙区割りのことも含めて早く提案を出してください、自民党の中で意見を早くまとめてくださいということは再三申し上げてきたと思うんです。12月2日に初めて、これまでずっと委員会も流れてきたという経過もあるんですが、定数のことについては、ある程度の方向性というのは前回の委員会に出ておりましたので、その方向性というのははっきり決まっていたと思うんです。後は選挙区割りだったと思うんです。そのことも含めて、全く動く余地がないというふうに言われると、委員会は、今までの委員会のことも含めてそうですけど、何なのかということになるのではないかと思います。

お互いが県民の皆さんの民意というのをしっかりと受けとめる力を持つためにも、選挙区割りについては、お互いが、これがベストだということを出し続けていくということが大事なんじゃないでしょうか。今回、公明党さんが公明

党さんとしての案というのを出示していただいて、これが同調と書かれようが、公明党さんが出されたまた一つの案として大切な案であるというふうに私は認識します。ですから、公明党さんの案は案として、大事にこれも検討すべき内容だというふうに思っております。

○蓬原委員 ちょっと認識の違いがあります。39か40じゃなくて、最終的に出してきた案は40以下という委員長の報告だったというふうに思っています。

それと、自民党が何回も委員会を流してということですが、私の記憶では、1回は確かに私どもの内部の結論がおくれたがために開くことができなくて、これについては前回ですか、深くおわび申し上げたと思っております。事実認識の問題ですね。

○緒嶋委員長 9月から11月議会の間の休会中なのが、今言われたとおり、自民党が成案を見るに至らなかったということで、1回流れたということもありまして、今会期中は、できるだけ密にこういう協議を持って、この会期中に結論を出そうというのがみんなの共通認識であるということで、進めておるところでございます。

○井上委員 12月2日以降、何回も意見として申し上げていますが、県政の課題というのは広域化しているということは事実なんですね。これについても、お互い県議会議員同士として仕事をしているわけですから、おわかりだと思いますので、そこについては認識を改めて統一する必要はないほど、行政の課題というのは広域化して、だからこそ、県議会一致してその課題解決に当たらないといけないという状況になってきていると思うんです。どう考えても、ただ単に1人区をたくさん残せばいいということ、それが法令どおりであるからというだけでは納

得のしようがないんです。県民の皆さんにも、政策を闘わせ合った中で自分たちの地域の代表者を選んでいくということでは、私たちの県議会という姿勢からしても、きちんと県民の皆さんに政治参加の状況というのを提供することが大変大切なのではないかとこのように思うんです。

自民党の案は党議をしたんだから決して動かないんだということになってくると、委員会よりも党議決定のほうが上であるというふうに言われると、委員会審議そのものがどうなのかというふうに考えてしまうんですが、そこはいかがなんでしょうか。

○黒木委員 諸派の皆さんが1人区を、西臼杵、えびの、串間、そういうことで外してきた。それは皆さんが言っておった死に票——死に票とは何だといつも会派の中で議論になるんですが、この死に票の考え方がわかる答えがあったら言ってもらえませんか。

○井上委員 死に票について、学術的に言っていらいっしょの方にも、いろいろ差はあるんです。結局、「自分たちの代表者を議会に送り込めなかったというか、民意が届かなかった票」という考え方で、ある意味では、自分が推した候補者が当選しなかった、落選という形の票で数えられたり、ある意味では、「当選者の平均から超した票」、それも死に票と数えられるというふうに学術的にはおっしゃる方もいる。統一したものというのは、私もはっきりとしたものを探してみたんですけど、そこはなくて、一応、言われていることは、「民意が議会に届かなかった票、支持する代表を議会に送り込めなかった民意の数」というふうに規定されているようです。

○黒木委員 そういう言い方もあるでしょう。ただ、投票率が低いところ、例えば、大きな選

挙区、宮崎でも延岡でも都城でも、特に宮崎なんかは50%以下、これは死に票じゃないかと逆に思ったりするんです。何が死に票なのかというのは非常に定義が難しいでしょう。余り死に票、死に票とあって、1人区が死に票、そういう取り方は自民党の会派ではしていないんです。だから、その辺の考え方がちょっと違うのかなという気がするんです。

それともう一点、今回の諸派の皆さんたちの出された案の中で、宮崎と都城・三股あたりが一緒にならなかった。ここは中山間地というふうなとらえ方はしないかもしれない。清武については合併問題も進んできておりますし、これは合併するかもしれない。だけど、残りのところは、はっきり言ったら、諸派の皆さんのいるところなんです。だから、私たちからしてみると何か異様に考えられるんです。それ以上言うと皆さんたちに影響するから言いませんが、非常に異様に考えられるんです。余り皆さん方が言うと、我々ももっと言わないかんようになるのかなと思うんです。

○井上委員 今、選挙区割りを議論するときに、現在いらっしゃる議員さんの顔で決定したり、話し合ったりしてはいけないと思っているんです。ここが一番大事なことで、例えば、ここは自民が絶対こうで、こっちは諸派の人がこうでとか、そういう議論をしているつもりは全くないんです。一番言えていることは、将来にわたっても民意がいかに通やすく、そして政治参加が容易になれるように努力するためにはどうしたらいいかという議論を、ずっと私はし続けているつもりなんです。今いらっしゃる議員さんが、「ここを減らすと、この人が通らんごとなるしな」とか「この人が通るわな」とかという話では一切ないんです。そうじゃなくて、将来に

わたっても、例えば道州制もにらんでそうなんです。宮崎県の県民の皆さんの民意をしっかりと受けとめる、どうやってそういう県議会にしていくかということ、議会改革も含めて、その視点で今回、私は委員会の審議には参加させていただいているつもりなんです。

ですから、死に票という言葉は私も使いたくなくて、できるだけ無投票区もなくしたほうがいいと思いますし、1人区でなくて複数の議員さんがいれば、ある意味では、その地域に住んでいらっしゃる皆さんから、もっといろいろな意見が聞けて、そしてその中で選び切っていくという点でいえば、中山間地の皆さんにとってもそのことのほうがベターなのではないかという意見として申し上げているだけで、どちらの党が有利で、どちらがどうでというふうな議論は、今ここに至ってすべきではないというふうに私は思っています。

○黒木委員 わかりました。もう一つ。私もゆうべでしたか、宮崎の市議会の皆さんとも何人かお会いしました。以前、公聴会でしたか、宮崎市議会議長あるいは町村議長さん、来ていただきました。そのときに、皆さんも御承知のとおり、宮崎市議会の議長さんはああいう言葉を発しましたね。ゆうべの市議会の皆さんが、「うちの日高議長は私たちの考えと一緒に。宮崎市は中核市だ。権限移譲をたくさん受けている。県議会に頼ることは少ないんだ」と、別な議員もはっきり言いました。ということは、大方の宮崎市議はそういう考えを持っておるのかなと、着実にそれを感じてきましたので、自民党の会派の中でもそういう話をしましたよ。

○満行委員 今の黒木委員のお話は2つ。1つは、死に票の考え方が我々と自民党は違うという話ですけど、死に票という言葉が我々が生み

出しているわけじゃなくて、死に票という言葉は、いろんな部分で今まで使われているわけですから、死に票と言うのかどうかというのは、県民の皆さんに訴えてはどうなのかと。そういう使われ方を今までもずっとされています。我々が使っているわけじゃないんです。戦後ずっと死に票という言葉は新聞でもテレビでも、いろんな論文でも出てきていますから、それは我々だけが使っている言葉じゃないということをもっと申し上げたい。

今、きのうの夜かわかりませんが、数人の市議会議員と会われたということなんですが、ここでお会いしたのは市議会議長の皆さん、その前は町村議会代表の皆さんたちだったんですけども、本当にごく一部の市議会議員だったり議会の代表としか意見交換はしていないわけなんです。なおかつ、今回の我々の12選挙区、そして自民党の案というのを両方並べて、県民の皆さんに何ぼの方々から意見を聞いたかということ、今まで聞いていないわけですよ。宮崎市の議長がおっしゃったのは、宮崎市の人口からして定数が多いとか何とかという話なんですよけれども、それは、我々が言っている、合区をして選挙区を広げよう、広域的な視点で選挙区を見ようじゃないかということとは相入れるものでもないんじゃないのかなと。もっともっと多くの皆さんに、やっと出てきた自民党案と我々の案を示して、皆さん方はどちらを希望しますか、期待しますか、どういう意見を持ちますかということをもっともっと聞くべきではないのかなと。それが委員会の大きな役割の一つじゃないのかなと思います。

○蓬原委員 死票、死に票と言うんだそうです。一般的には国政選挙において——国政選挙というのは、政権を担うか担わないかという——政

権を担うことによって、いわゆる執行権者になるわけです。国政を担う、担わない、このことにおいて死に票、死票という使い方がされたというふうに聞いておまして、いろんな文献だとか論文だとかあるのかもしれませんが、投票に行った有権者に対して、この言葉自体はあるのかもしれないけど、差別用語ではないかもしれないが、死票、死に票とかは使っていない言葉ではない。自分が投票した人が当選しなかったから、それは無駄だったのかということになるわけですね。そうじゃないと思うんです。それなりに別の当選した人に対する批判票になっているわけだし、しかも、県議会の場合は国政と違って、我々は絶対に執行権者にはなれません。議院内閣制じゃないわけですから。

したがって、チェック機関である県議会に地域の代表としてだれを送るかということですから、1人、代表、チャンピオンを決めれば、その地域地域には複数の自治体あるいは単一の自治体があつて、首長さんを中心に行政組織がある。議会もある。公民館組織があつて、コミュニティーが末端まで整備されている。その中で、いろんなその自治体が抱える行政需要、課題というのが出てきて、町がやること、市がやること、県がやること、国がやること等あつて、上がってくるわけです。民意というのは、そのチャンピオンを決めた段階で、それが2人であろうが、1人であろうが、この人が自分に投票してくれなかったからこの人の言うことは民意として行政に上げないとか、そういうことじゃないと思いますから、これを死に票という言い方は、もうちょっとしっかり議論したほうが私はいいと思っています。

○満行委員 我々はここで死に票の話をしたくて来ているわけではないです。私が今、申し上げ

げたのは、一つの市の議長さんからこういう意見があったよと言われる。我々は、ほかの市町村長とか、県民の代表とか、そういう方々の意見も聞いたらどうですかと、そういうことを自民党の皆さん、どう考えていますかということをお聞いているわけなんです。そのことをお答えいただけませんか。

○坂元委員 自民党案は、先ほど蓬原委員が言ったとおり、あくまでも公選法という、この原理原則にのっとった配分と、最小格差というものを目指した案だと。最良というのはベストという案と、先ほど言われた裁量は、ここは任意合区して、ここは任意合区しないというのが、じゃ、どこにその基本をつくるのかということになるから、ある程度そこ辺は原理原則にこだわったほうがいいんじゃないですか。同時に、今後、任意合区とかいうのを幅広くやろうとするならば、どうしても公選法の改正が必要でありますから、本特別委員会で意見書でも出して、そして総務省に法の改正を迫るというのも一つの手段ではないかということの考えでしょう。

○蓬原委員 そうです。

○井上委員 自民党さんが出された案で、私、この案をいただいたときにも最初申し上げましたが、適用をするということで、宮崎市をはがして児湯に1持っていくとか、多分、自民党会派の議員さんはこのことについて納得して、はがして児湯に持っていくということもいいと思っていらっしゃるかもしれませんね。でも、私ども宮崎市選出の議員というのは、そういう議論というのは聞いていないんです。例えば、私のような者からすれば、せっかくだったら隣で近いんだし、西都・西米良に持っていけばいいのにとかと思うわけです。中山間地域と言われれば、西都・西米良にすれば、私もつくって

みましたら1.85ぐらいなので、そう悪くはないじゃないかみたいな話とか、いろいろ議論するわけです。でも、自民党の議員さんは、ここをはがして1を児湯に持っていくことについては、外山議員も横田議員もみんな納得されているというふうには私も思うんですが、でも、私たちは、宮崎市選出の議員も納得していないんです。適用するなら適用するで、はがすんなら、もっとほかのところの、この選挙区の人たちの意見も聞いたらどうかと。そういうこととかも出たんです。いろいろ言ったあげく、3会派案ということでこの前はまとめさせていただいて、一応、出したわけです。

一つ一つを精査していくと、言いたいことはいっぱいあるわけです。だからこそ、各会派を含めて、この委員会には議論したものを持ってきて、それが全部通るなどとは思っていないけれども、歩み寄るための何かを自分たちの中でも出していこう、出し続けていこうという姿勢で臨むわけです。党議が委員会決定よりも上回るということであつたら、それはちょっと本末転倒ではないかというふうに思うんですけど。

○蓬原委員 これまでの説明と一緒になのですが、法令どおりということをおっしゃいます。それと、これまで議論する中で、今現在いる議員の顔を見たらこの改革はできない。

○井上委員 おっしゃるとおりです。

○蓬原委員 したがって、今、固有名詞が出ましたので、それはちょっとどうかと思いました。私どもが順番にこの数で減らしておりますが、あくまでも配当基数、この数字で減らしてきたということです。ここをこう持っていけばどうか、ここを持っていけばどうか、そういうことではなくて、あくまでも、これを数字で割って、配当基数から出して行って、一番きついと

ころから順番に減らしていった結果がこうだということ、あくまでも数字が基本だということです。一言つけ加えておきたいと思います。

○井上委員 最初の御説明を受けたときに、中山間地域に配慮をして1人区を残すんだということをしっかりとおっしゃったと思うんです。そのことが私はすごく残っているわけですが、だからこそ、今度、私たちの3会派、そして公明党さんはもともと持っていた案を出してこられたわけですが、じゃ、宮崎郡はそれで本当にいいんですか、東諸もそれでいいんですか、北諸もそれでいいんですかという議論をして、だから、歩み寄れるんじゃないですか、議論していけばいくほど。

○蓬原委員 もう一回説明を。ですから、法令どおりに、市郡とやっていくことが、それぞれの選挙区である中山間地も含めて、そこに必ず1人は残すことになる。したがって、これは市郡でいくと。それぞれの選挙区の数の割り振りについては、配当基数に従って機械的にはめ込んでいった結果がこれだということです。

○井上委員 繰り返しになるようですが、委員会の中で委員としての議論というのはあると思うんです。自民党さんが「党議で決めちよってコンクリートしちよつとやから、ここから絶対動かんとぞ」と言われたら、委員会としては、そこから上にみんなで統一したものを出すということにはいかなくなるんじゃないですかということ再三申し上げているわけです。自民党案も、まだここを議論して、こういう余地がありますというふうに、会派の議論より委員会の議論が上であればいいですよ。でも、会派の意見が委員会よりも上だというふうに言われると、もうそれ以上はないのかなというふうになるので。

○坂元委員 我々が特別委員会委員になったのは、議長の指名で特別委員会を構成しているわけでありますから、別に会派の指名を受けているわけじゃありません。ただ、持ち帰って論議してこいというから、論議して、それこそ最良、ベストの案を引っ下げてきたということに結果的になっているということでありまして、今、いろんな案が出ているけれども、我々の案以上のものは出ないんじゃないかという案を持ってきているということでしょう。

○満行委員 県民の意見を聞いてみたらだめなんですか。蓬原委員は任意合区をしない理由は、県北の山間部とか見てくださいと。こんなに面積の広い、距離的な問題もあるから、1人区を残さないかんというふうにおっしゃっている。でも、我々は、南と北は違うんじゃないですかと。北は当然そういう要素もある。だから、我々はそうやって変更も加えてきたわけです。でも、南は、北と同じような理由ではいかなないんじゃないですかということをお願いしているわけです。原則は人口比例配分なんだけれども、例外的にただし書きを使ってやりますよとおっしゃる。我々はそうじゃないんじゃないですかと言う。これは広く県民の皆さんに、どちらがいいのか、ひょっとしたら県民の皆さんから、また違う案が出てくるかもしれない。なぜ、そうならないのかなと。議長会で一回聞いたから、もう県民の意見は聞かんよと。そのときには定数を何ぼにするかも決まっていない。選挙区定数、選挙区を何ぼにするかというのも決まっていない状態の意見交換でもあったわけですから、ぜひ、お互い、それぞれの案が出てきましたから、広く県民を募ってやったり、首長とか、皆さんに集まっただいて意見交換とかできるんじゃないですか、時間はあるから。

○坂元委員 私どもは当初、この特別委員会をつくったときに、審議日程というのをずっと決めていきますから、その日程について、我々は精力的に今日まで取り組んできたということであり、それは正副委員長が一番御存じのことだと思っております。

○満行委員 我々は自民党案を1年半ぐらい待っているわけですよ。私たちは去年のうちに、総定数、選挙区、そして選挙区内定数も、愛みやぎきも出してきたんです。12月2日にやっとなんて来たんですよ。年度当初の委員会が発足したときの状況は、もっと早くお互いの案が出て、そこからだったらわかるんですよ。12月2日に出てきて、もう時間がないよねと。当初の日程では、12月2日に自民党案が出てくるとは書いていないわけです。そんなのは想定していないわけです。12月2日になったから、でもゴールは一緒というのはおかしいでしょう。違いますか。

○坂元委員 私は、この4月に特別委員会の委員になりましたので、前のことはわかりません。ただ、最初の委員会するとき、今後の審議日程について協議をしたときにそういう認識を持ったものですから、何とか12月中に成案を得たいということで満場一致で決まったように私は記憶していますから、精力的に案を出したんじゃないかと思っています。

○井上委員 何か社民党と愛みやぎきだけが出したような言い方でちょっと不愉快なんです、前回は権藤委員なんです、その前は私ですので、私はそのときに定数の問題等含めて、選挙区割りも出してありますので、みんなそうやって苦労しながらでも出しているんです。そのときは成案は出ませんでした。一回も自民党案は見たことがないんです。確かにそのとおりです。

○緒嶋委員長 今度出てきたわけだから、12月

の議会会期中に成案を見るということだったので、そのために私はできるだけ回数をふやして、4回もやったということであり、そのことは御理解いただきたいと思っております。

○図師副委員長 自民党案と4会派案の違いと整合性がとれているところ——整合性がとれているところは39議席にするということと、中山間地、過疎地に配慮をするということ。整合性がとれていないところは合区の部分なんです、宮崎郡をどうするか、北諸県郡をどうするか、そして今回の統一案で出てきました東諸県郡をどうするか、そして、15条8項のただし書きをどうするか、ずれが生じているのはこの4つなんですね。我々は、先ほども言っていますとおり、この委員会の場で議論を積み上げて、ここで自民党案も4派案も改善しながら、ベストな案が組み立てられればと思うんですけど、例えば、さらに自民党案に歩み寄りとして、東諸県郡も中山間地といいますか、過疎地を抱えている部分がありますから、ここは合区の対象から外しましょう、さらに15条8項のただし書きを適用すれば1票の格差が縮まるというのは理解できますので、この部分も自民党案に歩み寄りましょうというような御提案をさせていただければ、それはまた持ち帰って協議していただくことになるんじゃないでしょうか。

○坂元委員 足して2で割るという論議じゃないと思うんですね。ある程度原則というものがないと、先ほど蓬原委員から言われたとおり、公選法によって、なぜこのときこういうような例外規定をつくったのか、なぜここには適用されないんだというのがあっちゃいけない。ある程度法律に準拠して、原理原則にのっとらないと説明がつかないんじゃないかということから出発をしていると思うんです。ですから、歩

み寄り、歩み寄りといって足して2で割るという方法ではないと私は思っています。

○井上委員 その意見を聞くと、12月2日から動かないんですよと。委員会を何回やろうと、委員長が何度努力されようと、うちが出したのから動かないんですよと、その一点に絞られるんですね。結局、私たちは12月2日まで待って、「後はじっとして、あんたたちは上程されるのを見ちよけばいいとよ」みたいな話じゃないですか。委員長としてもそれでよろしいんですか。

○緒嶋委員長 委員長と言われても、私は……。

○坂元委員 違うんですよ。先ほど言ったとおり、法律にのっとして、そして39という総定数の中で、いろんな条件を満たすもの、そして格差も余り広がらないもので、最良、ベストの案を持ってきたということでもありますから、これ以上の案はないだろうというベストの、自信を持って持ってきた案ですから、そういうふうに申し上げているんです。

○井上委員 3会派もベストの案として持ってきたわけですよ。お互い、ベストの案だと思って出しているわけです。

○黒木委員 やっぱり2つの案が出て、これ以上は縮まらない。今よく聞いておっても縮まらない。では、ここで、これからどうするかということをやしましょう。そうでないと、この案は何ぼやっても縮まりはしませんよ。こっちはベスト案、こっちもベスト案ですから、ベスト案が2つ出れば、後はこれをどうするかしかたないですよ。

○緒嶋委員長 そういう意見も出てくるのかなというふうに思いますが。

○井上委員 委員長、そうしたら、強行採決をされるおつもりなんですか。最初から人数は多いんですから、委員会を何度やろうと同じじゃ

ないですか、そういう言い方をすれば。それだと民主主義なんて全くないということですよ。

○緒嶋委員長 それはありますが、今、そういうような意見もあって。

○井上委員 それはやっぱり横暴ですよ。

○緒嶋委員長 向こうもベストの案と言われるから、16日まで一応予定された日もありますので、できるだけ時間をかけてやるというのが委員長としてはいいのかなというふうに思います。歩み寄れるところがあるのかなのかということを含めて、もう一回、十分党議の中で議論してもらって、16日に改めて開くほうがいいのかなというふうに考えたりもするんですが、どうですか。

○河野安幸委員 現在、4会派案と自民党案と2案しか出てないんですから、幾ら持ち帰っても一緒じゃないですか。

○函師副委員長 先ほどは愛みやざきとしての協議内容を申し上げたんですけど、4会派としては、さらに違った修正案を協議する時間を与えていただければ、案を出すことはできると思います。

○河野安幸委員 まだある。

○函師副委員長 はい。

○緒嶋委員長 なかなかお互い合意を見るということは容易ではないし、また新たに修正的なものも考えられんことはないというようなことも言われますので、きょうのところは、ここで採決するということはいかがなものかなというふうに私は思いますので、もう一回、各会派持ち帰っていただいて、16日に最終的な結論を出したい。4月にこの委員会が発足したときに、この11月議会中に成案を見るというのが合意でありましたので、それだけを変えることはできない。また、それが県民に対する我々の責任だ

ろうというふうに思っておりますので、次の委員会を最後の委員会というか、結論を出す委員会にするということで、それぞれ持ち帰っていただいて検討していただくということできょうはおさめたいと思いますが、どうですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、次の委員会の日程の確認でございますけれども、次の委員会は12月16日午前10時からの予定ということでよろしゅうございますか。

○河野哲也委員 16日は、今、最終という言葉がありましたけど、委員会としてその決議のさせ方というのは、例えば議論というか、そういうことは次回ということになりますか。

○緒嶋委員長 そのときにどういう形にするかというのは、またそのときにいろいろ御意見をいただきたいというふうには思います。

きょうはこれ以上、また修正の考えもあると言われるから、ここで議論を深めるということもなかなかできんのではないかと思いますので。

○河野哲也委員 考えをもう一度確認したいんですが、自民党さんの案の小林市・西諸県郡の合区案、この理由をもう一回確認しておきたいんですが。

○蓬原委員 まだ合併は進んでおりません。ただ、見通しとして、今、野尻町が合併に対してかなり前向きに動いておられ、限りなく合併の可能性が高いというふうに聞いております。ところが、今は確かに、市と郡という境がございます。例えば、小林市を1、西諸を1とした場合、最大格差2.13倍で、隣の選挙区同士で最大の一票の格差のところが出てきて、これは住民感情として好ましくない。したがって、合併の見通し、可能性も高いということから、これは先を見越して合区にしたということでもあります。

○河野哲也委員 格差の考え方もまだまだ議論していないし、全国的には最大3で認められているという状況もある。最初の蓬原委員の理由でいくと、宮崎市・宮崎郡も合併の可能性というのは十分にあるということで行くならば、例えば検討の余地というのはまだあるのではないかという僕たちの考え方というか、一票の格差ということの部分がありますけど。

○坂元委員 もし清武と宮崎市が合併すれば、自動的に条例案を改正して一つの選挙区にする。

○河野哲也委員 だから、私たちも、合併したらという案と合併せずという案を持ちました。結局、今回、その2案のほうを売ったわけです。合併するということはある意味想定して、広域行政という考え方も加味してという案で行くならば、この時点で宮崎市と宮崎郡を合区させた形というのを提案してもいいのではないかとということで、うちの案も提案させてもらったんですけど、その部分で自民党が協議できるかというのを確認したいんです。

○坂元委員 さっき言った、法に準拠するという原理原則、その辺だと思うんです。でないと、ここの場合はよくて、ここの場合はなぜ悪いのかということになるから。

○緒嶋委員長 そういういろいろな意見も含めて、もう一回それぞれ検討していただくということでないと、その辺はまだ修正もあり得るということであれば、前に進まんのではないかとと思うんですけど、どうですか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 では16日午前10時に開会ということにさせていただきます。

それでは、そのほか、何もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、きょうの委員会をこれで閉会させていただきますので、16日は十分な審議をよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

午後3時47分閉会